

内之浦団地入口付近の路上駐車について

【内容】

内之浦市営団地は、去年消防関係の視察等で緊急車両が通れるよう道路、団地内通路を確保するようにと指導があり、通路を駐車禁止にしたのではないのでしょうか？

でも、未だに常識の無い団地住人が、車を毎日（夜間）駐車しています。市から違反駐車している車の持ち主などに注意をしているのですか。

【回答】

内之浦団地内の迷惑駐車につきましては、以前より住民や町内会より苦情や相談が寄せられており、建築住宅課住宅係職員が迷惑駐車が多発する時間帯（深夜等）に現地へ出向き、現場の状況を確認しているところです。

迷惑駐車に対する取組・指導につきましては、該当する車両所有者を調査の上、直接口頭による指導を行ったり、夜間迷惑駐車している車両への警告文貼付等対応を定期的に行っております。

また、取組みの一環として、併設する県営住宅の管理担当者と合同で、町内会役員の方々の立会いのもとで、田辺消防署の協力により実際に消防車を用いて現場検証を実施しました。この検証により、万が一、緊急事態（火災等）が発生した場合には、迷惑駐車が消火活動等の支障となるということを、立ち会っていただいた方々にも確認いただき、迷惑駐車防止の啓発にも役立てていただいているところです。

今後も、県営住宅管理担当者ととも迷惑駐車に対する取組を継続していきたいと考えていますので、ご協力いただけますようお願いいたします。

（担当：建築住宅課）